

令和2年度

仕 様 書

山口処理場第3山口地区散水等業務

仕 様 書

1 業務目的

山口処理場地区内の搬入車両による砂塵防止、害虫発生防止及び周辺地域の環境悪化の防止を目的として、散水車による場内の散水、薬剤散布、ごみ搬入路の洗浄を行う。

2 業務名

山口処理場第3山口地区散水等業務

3 業務履行期間

令和2年4月13日から令和2年10月30日までとする。

4 散水及び薬剤散布の実施期間

業務履行期間内の136日間とする。

※具体的実施期間は業務主任と打合せすること。

5 業務履行場所

札幌市手稲区手稲山口364番地他

環境事業部 処理場管理事務所 山口処理場

6 業務時間及び稼働日

(1) 業務時間

午前8時30分～午後5時00分

(2) 稼働日

業務履行期間内の月曜日から金曜日とする。

※10月は処理場稼働日の内、週3回(月・水・金)実施する。

7 業務内容

(1) 散水業務

処理場内のごみ搬入路及び踊り場の砂塵防止のために散水する。

(2) 薬剤散布

処理場内の害虫予防のために薬剤を散布する。なお、使用する薬剤については委託者が支給することとし、散布量についても委託者の指示に従う。

(3) ごみ搬入路の洗浄業務

雨天の日は、散水業務及び薬剤散布を中止し、搬入路に付着した汚泥の洗浄を行う。ただし、この場合委託者の指示を得ること。

8 施設概要 別添図による。

9 散水業務及び薬剤散布の実施回数

散水については、砂塵の舞う状況に応じ、場内全体に毎日 7 回程度散水する。
薬剤については、分別収集ごみ（家庭ごみ）搬入時に散布する。

なお、害虫の発生状況によっては、委託者と別途打合せをする。（業務期間中、3 回程度実施する。）

10 使用車両と運転手の配置

(1) 散水車はタンク容量 5,500ℓ～6,500ℓとし、放水機能を有する車両とする。

(2) 運転手 1 名の他、薬剤散布日には運転助手 1 名を配置する。

11 提出書類

(1) 業務着手届

(2) 業務責任者及び業務責任者代行選任届

(3) 業務責任者経歴書

(4) 業務日程表

(5) 業務従事者届（本業務に従事する者の氏名）

(6) 運転免許証の写し

(7) 緊急時連絡体制表（様式は任意）

※提出部数は 2 部とする

(8) 日報（各業務の実施回数及び薬剤使用量を記載し、翌日に委託者に提出する。）

(9) 月報（1 ヶ月の各業務の実施回数及び薬剤使用量を集計し、翌月初めに提出する。）

(10) 業務完了届（翌月初めに委託者に提出する。）

12 受託者は当該業務の遂行にあたり、委託者の許可を得て委託者の所有地内に、下記の設備を仮設することができる。（水道・電気は受託者負担とする。）

(1) 休憩所 1 棟

13 資格等

○中型自動車免許または、大型自動車免許を有すること。

14 環境負荷の低減

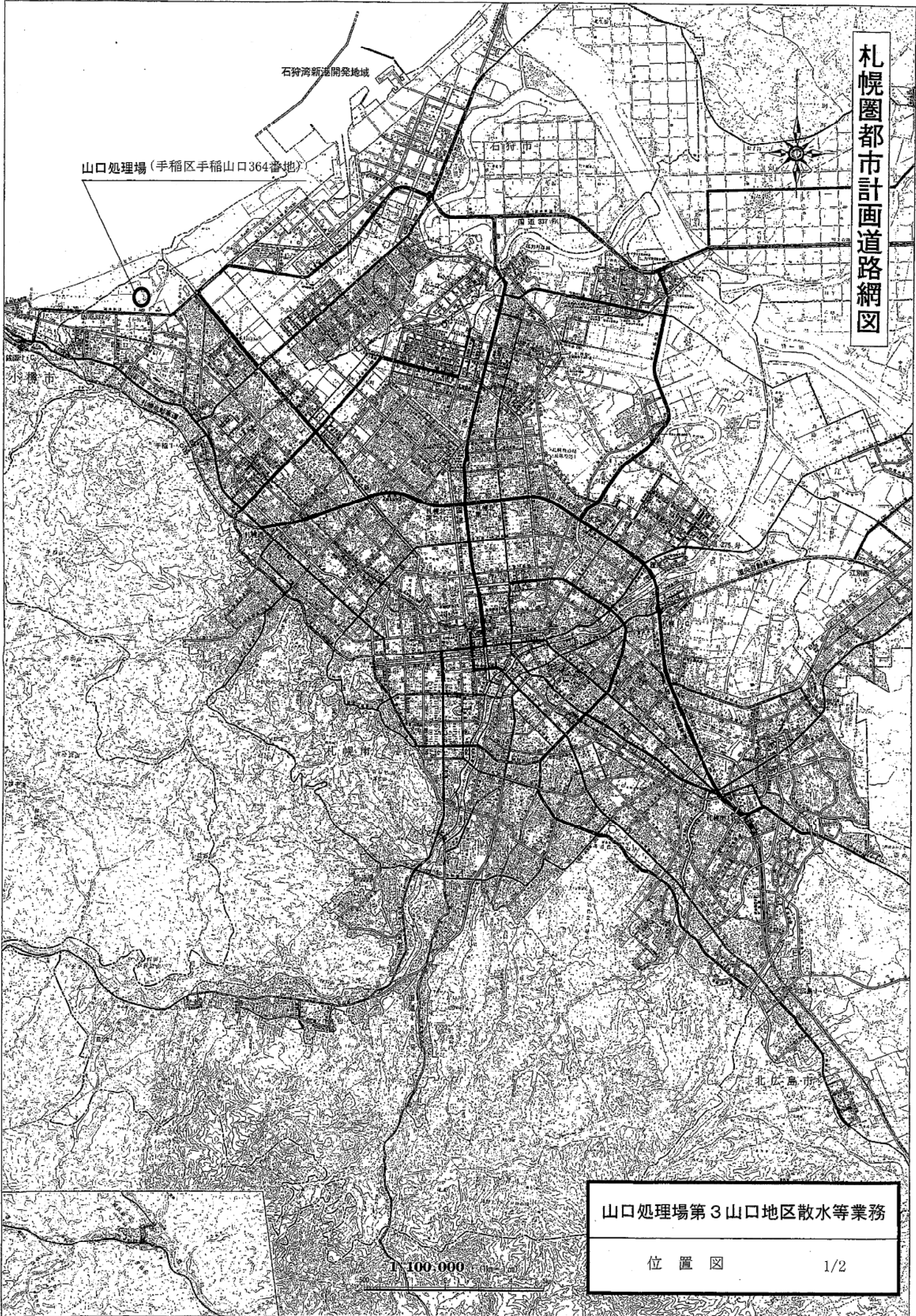
本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減につとめる。

(1) 給水時には、アイドリングストップを励行する。

(2) 札幌市生活環境の確保に関する条例等の環境法令の適用確認の遵守など。

- 15 天災その他不可抗力の事由により、当該業務が遅延する恐れが生じたとき、また当該業務の遂行が不可能となった場合は委託者に申し出ること。
- 16 その他、本仕様に基づかない事項が発生した場合は、業務主任と協議の上、決定すること。
- 17 業務の再委託については、禁止する。

札幌圏都市計画道路網図



山口処理場 (手稲区手稲山口364番地)

石狩湾新港開発地域

石狩市

北広島市

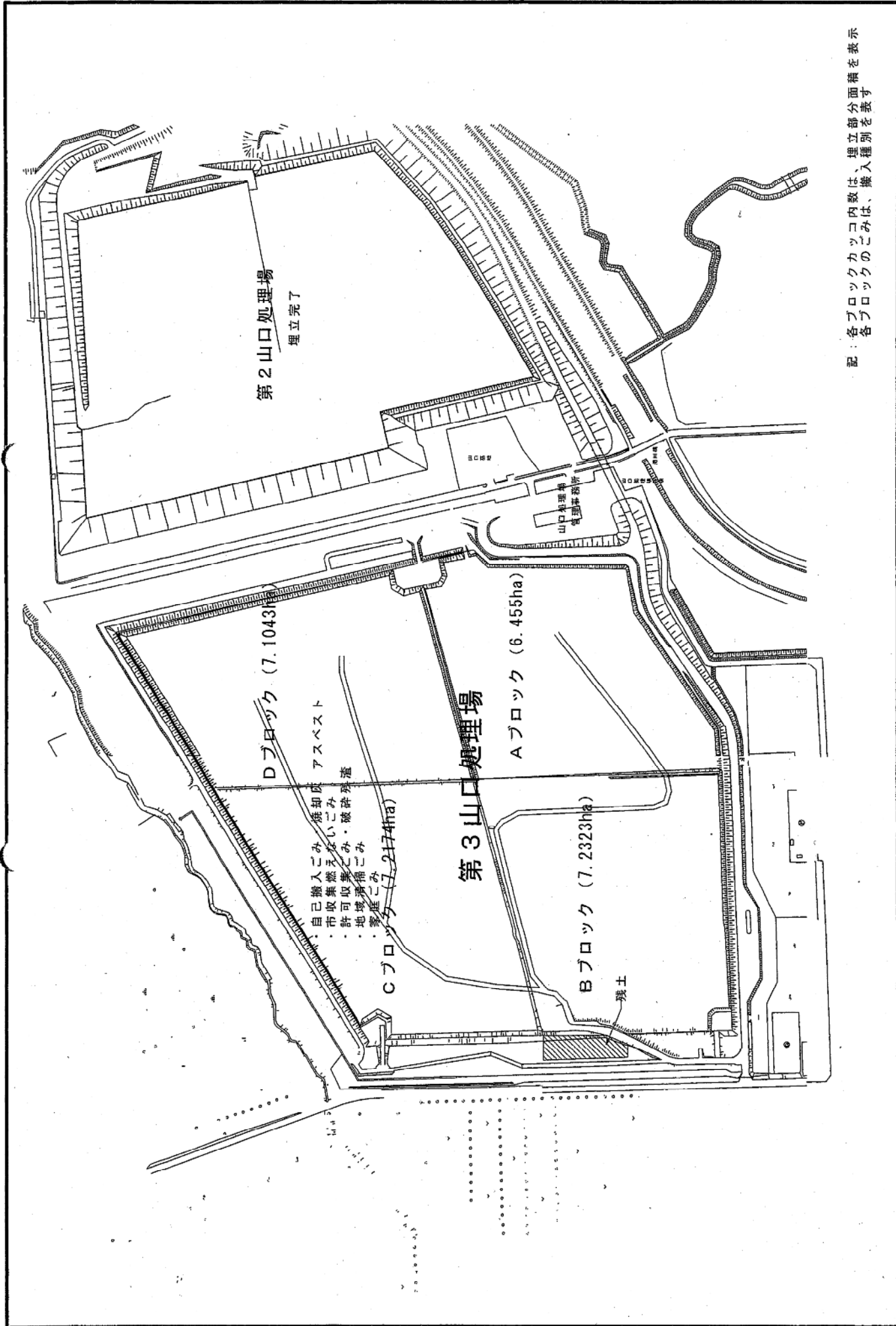
山口処理場第3山口地区散水等業務

位置図

1/2

1:100,000

札幌市



記：各ブロック内数は、埋立部分面積を表示
各ブロックのごみは、繰入種別を表示

札幌市環境局		課名		処理場管理事務所		図面名		全体平面図		2 / 2	
		業務名		山口処理場第3山口地区散水等業務		図面名		全体平面図		2 / 2	